

奈良市公報

号外第15号

平成23年 8月18日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 農用地利用集積計画の縦覧…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 都市景観形成建築物等の指定…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 徴収事務の委託…………… 3
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 平成22年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 4
- 平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 4
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 4
- 教育委員会への事務委任の一部改正…………… 4
- 道路の区域変更…………… 4
- 道路の供用開始…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 15
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 15
- 道路の位置指定…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 15
- 道路の位置の一部廃止…………… 15
- 指定管理者の指定…………… 16
- 奈良市既存・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 16
- 奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示…………… 16
- 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交

- 付に関する規程の一部を改正する告示…………… 16
- 奈良市産業廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示…………… 17
- 奈良市インフルエンザb型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱を廃止する告示…………… 17
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表…………… 17
- 指定管理者の指定…………… 26
- 奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 26
- 奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 26
- 奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示…………… 27
- 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 27
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 27
- 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示…………… 27

告示

奈良市告示第149号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成23年 3月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

（平成23年 3月16日揭示済）

奈良市告示第150号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 3月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年 3月15日

- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年3月16日揭示済)

奈良市告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年3月8日 奈良市指令都整開 第10A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年3月17日 第1251号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市半田開町32番2、32番3、32番5、115番1及び115番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合浩
(平成23年3月17日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月17日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年3月17日揭示済)

奈良市告示第153号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月18日

奈良市長 仲川元庸

名 称	岡田家住宅
所 在 地	奈良市鶴町13番地
概 要	つし二階形式 切妻造 桁行 24.98m 梁間 6.54m

(平成23年3月18日揭示済)

奈良市告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年3月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年1月13日 奈良市指令都整開 第10A-32号
平成23年3月1日 奈良市指令都整開 第10A-32-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年3月18日 第1252号
公共施設 平成23年3月18日 第554号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市疋田町五丁目236番11、237番1、237番6、240番5及び240番23
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市疋田町一丁目4番16号
株式会社 英和 代表取締役社長 上村英彦
- 5 公共施設の種類の、位置及び区域
(1) 道路

奈良市疋田町五丁目237番1の一部
(2) 下水道
奈良市疋田町五丁目237番1の一部
(平成23年3月18日揭示済)

奈良市告示第155号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年3月22日揭示済)

奈良市告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
都築 俊英	つづき脳神経外科 クリニック	奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号 リコラス登美ヶ丘A棟3階	脳神経外科 (肢体不自由)	平成23年3月10日

(平成23年3月24日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月24日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年3月24日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

同条第2項の規定により告示します。

平成23年3月23日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号 財団法人 奈良市文化振興 センター 理事長 福井 重忠	奈良市美術館展示室使用 料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(平成23年3月23日揭示済)

奈良市告示第157号から第159号までは、奈良市公報号外第16号に掲載

奈良市告示第160号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年3月24日

奈良市長 仲川元庸

平成23年3月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第156号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(平成21年8月20日厚生労働省発老0820第5号厚生労働省老健局長通知)」を「(平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知)」に改める。

第5条及び別記第1号様式中「38,062,000円」を「41,812,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

3 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交

付要綱第6条の規定により提出された申請額算出内訳書は、新要綱別記第1号様式に規定する申請額算出内訳書とみなす。

(平成23年3月24日揭示済)

奈良市告示第163号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成23年3月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年3月25日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成22年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成23年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	141-154	95,500	0.7276

(平成23年3月25日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成23年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	141-154	94,500	0.7264

(平成23年3月25日揭示済)

奈良市告示第166号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
岩田設備工業	岩田 憲之	奈良県御所市蛇穴657	平成23年3月25日

(平成23年3月28日揭示済)

奈良市告示第167号

昭和62年奈良市告示第59号（教育委員会への事務委任）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

第4項を削り、第5項を第4項とする。

(平成23年3月28日揭示済)

奈良市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	二名学園前線	百楽園五丁目2818番21地先から 百楽園五丁目2818番7地先まで	前 後	4.00 ~ 3.00 6.30 ~ 3.00	33.8 33.8	
2	丹生北野山線	北野山町629番1地先から 北野山町609番1地先まで	前 後	9.00 ~ 5.80 7.40 ~ 5.80	90.6 90.6	
3	東部第9号線	須川町280番地先から 須川町265番3地先まで	前 後	7.50 ~ 3.00 6.40 ~ 5.80	75.8 75.8	
4	東部第14号線	北村町29番地先から 北村町8番地先まで	前 後	1.70 ~ 1.60 2.50 ~ 1.60	22.2 22.2	
5	東部第86号線	法用町128番地先から 法用町134番地先まで	前 後	5.10 ~ 3.30 5.10 ~ 3.30	45.6 45.6	
6	東部第147号線	大慈仙町884番地先から 大慈仙町869番1地先まで	前 後	9.80 ~ 6.50 11.50 ~ 6.50	36.6 60.9	
7	東部第234号線	水間町1186番1地先から 水間町1198番1地先まで	前 後	6.50 ~ 3.10 6.50 ~ 2.80	112.1 112.1	
8	東部第275号線	矢田原町1347番地先から 矢田原町1249番地先まで	前 後	9.00 ~ 3.20 8.00 ~ 3.20	46.0 46.0	
9	東部第292号線	和田町776番3地先から 和田町769番1地先まで	前 後	14.00 ~ 7.00 14.00 ~ 10.00	35.4 26.9	
10	東部第294号線	和田町96番地先から 和田町1008番地先まで	前 後	4.50 ~ 2.10 4.40 ~ 2.10	23.6 23.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
11	東部第297号線	此瀬町634番1地先から 横田町193番1地先まで	前 後	6.20 ~ 4.00 6.20 ~ 5.00	163.5 163.5	
12	東部第300号線	北椿尾町1783番地先から 北椿尾町1787番地先まで	前 後	6.50 ~ 3.00 6.50 ~ 2.10	106.6 106.6	
13	東部第300号線	中畑町937番地先から 中畑町966番地先まで	前 後	7.00 ~ 2.00 7.00 ~ 2.00	46.9 46.9	
14	東部第326号線	中畑町163番地先から 中畑町87番1地先まで	前 後	8.50 ~ 5.50 8.50 ~ 6.00	42.0 42.0	
15	東部第331号線	米谷町815番地先から 米谷町812番1地先まで	前 後	6.50 ~ 3.80 6.60 ~ 4.40	53.0 53.0	
16	南部第32号線	恋の窪一丁目270番1地先から 恋の窪一丁目602番1地先まで	前 後	5.40 ~ 5.30 6.30 ~ 5.30	81.1 81.1	
17	南部第90号線	東九条町1232番1地先から 東九条町1233番4地先まで	前 後	4.90 ~ 3.50 4.90 ~ 3.50	39.8 39.8	
18	南部第189号線	神殿町502番地先から 神殿町518番2地先まで	前 後	4.10 ~ 2.40 4.10 ~ 2.40	101.6 101.6	
19	南部第230号線	南永井町218番地先から 南永井町173番1地先まで	前 後	3.00 ~ 1.70 3.00 ~ 2.00	63.4 63.4	
20	南部第292号線	古市町501番1地先から 古市町550番1地先まで	前 後	3.30 ~ 2.30 3.30 ~ 2.40	53.3 53.3	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
31	南部第553号線	池田町276番地先から 池田町413番1地先まで	前 後	3.90 ~ 3.10 3.90 ~ 3.70	37.3 37.3	
32	南部第553号線	池田町408番地先から 池田町282番地先まで	前 後	5.40 ~ 3.20 4.40 ~ 3.20	48.3 48.3	
33	南部第558号線	池田町258番1地先から 池田町259番地先まで	前 後	4.20 ~ 2.40 4.10 ~ 3.10	105.3 105.3	
34	南部第559号線	池田町264番地先から 池田町258番1地先まで	前 後	3.60 ~ 3.10 3.60 ~ 3.10	10.4 10.4	
35	南部第652号線	窪之庄町156番1地先から 窪之庄町158番1地先まで	前 後	6.70 ~ 6.30 6.70 ~ 6.30	31.3 31.3	
36	北部第70号線	奈良阪町2502番3地先から 般若寺町347番1地先まで	前 後	5.20 ~ 4.00 5.20 ~ 4.00	79.8 79.8	
37	北部第72号線	般若寺町324番1地先から 般若寺町346番地先まで	前 後	2.90 ~ 2.10 4.70 ~ 2.10	19.8 19.8	
38	北部第151号線	奈良阪町1218番93地先から 奈良阪町1218番99地先まで	前 後	4.60 ~ 4.20 4.50 ~ 4.10	51.4 51.4	
39	北部第206号線	白毫寺町75番3地先から 白毫寺町93番地先まで	前 後	3.30 ~ 1.70 4.90 ~ 2.10	130.7 130.7	
40	北部第266号線	肘塚町178番16地先から 肘塚町178番22地先まで	前 後	5.90 ~ 5.20 5.90 ~ 5.20	88.5 88.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
21	南部第297号線	古市町2232番5地先から 古市町245番1地先まで	前 後	5.30 ~ 3.20 6.10 ~ 3.20	162.1 162.1	
22	南部第332号線	鹿野園町453番3地先から 鹿野園町436番地先まで	前 後	3.50 ~ 2.60 4.10 ~ 3.20	30.3 30.3	
23	南部第352号線	八島町247番地先から 八島町296番1地先まで	前 後	7.30 ~ 4.40 7.30 ~ 4.40	85.6 85.6	
24	南部第380号線	藤原町154番地先から 藤原町157番5地先まで	前 後	3.20 ~ 2.50 3.80 ~ 2.50	39.8 39.8	
25	南部第381号線	藤原町157番5地先から 藤原町153番6地先まで	前 後	4.50 ~ 3.90 4.50 ~ 3.90	10.4 10.4	
26	南部第396号線	横井三丁目204番1地先から 横井三丁目191番3地先まで	前 後	5.40 ~ 2.20 5.40 ~ 3.10	155.7 155.7	
27	南部第444号線	山町122番1地先から 田中町452番地先まで	前 後	7.20 ~ 6.20 6.90 ~ 5.90	66.6 66.6	
28	南部第488号線	窪之庄町60番1地先から 窪之庄町181番1地先まで	前 後	4.40 ~ 2.30 4.90 ~ 2.60	95.5 95.5	
29	南部第488号線	窪之庄町171番1地先から 窪之庄町159番1地先まで	前 後	3.60 ~ 2.80 3.50 ~ 2.70	101.1 101.1	
30	南部第529号線	今市町843番2地先から 池田町413番1地先まで	前 後	5.60 ~ 2.60 6.00 ~ 2.60	110.0 110.0	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
51	中部第21号線	押熊町1566番1地先から 押熊町1552番地先まで	前 後	4.10 ~ 2.40 5.00 ~ 4.70	88.3 88.3	
52	中部第116号線	敷島町一丁目531番27地先から 敷島町二丁目543番19地先まで	前 後	5.20 ~ 5.10 6.00 ~ 6.00	24.5 24.5	
53	中部第198号線	佐紀町2417番1地先から 佐紀町2258番5地先まで	前 後	5.50 ~ 4.00 4.60 ~ 4.00	61.8 61.8	
54	中部第209号線	法華寺町1081番1地先から 法華寺町1082番1地先まで	前 後	6.70 ~ 4.80 6.20 ~ 4.80	37.7 37.7	
55	中部第219号線	佐紀町2974番3地先から 佐紀町3161番地先まで	前 後	4.90 ~ 2.60 4.00 ~ 2.80	65.0 65.0	
56	中部第265号線	三条大路一丁目609番5地先から 三条大路一丁目612番2地先まで	前 後	6.90 ~ 6.40 6.90 ~ 5.90	68.7 68.7	
57	中部第296号線	四条大路四丁目30番1地先から 四条大路五丁目24番3地先から	前 後	3.50 ~ 2.80 3.30 ~ 2.70	37.3 37.3	
58	中部第371号線	六条二丁目1125番1地先から 六条二丁目1471番地先まで	前 後	2.40 ~ 0.80 4.90 ~ 0.80	96.6 96.6	
59	中部第419号線	赤膚町1143番丙地先から 赤膚町1143番10地先まで	前 後	11.40 ~ 9.50 11.40 ~ 9.80	46.9 46.9	
60	中部第662号線	大宮町四丁目338番1地先から 大宮町四丁目303番3地先まで	前 後	6.50 ~ 3.80 6.50 ~ 5.00	56.7 56.7	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
41	北部第284号線	大森町24番5地先から 大森町21番7地先まで	前 後	6.20 ~ 6.00 6.00 ~ 5.80	71.4 71.4	
42	北部第312号線	肘塚町209番9地先から 肘塚町174番8地先まで	前 後	3.90 ~ 3.10 6.30 ~ 6.30	41.8 41.8	
43	北部第333号線	南京終町二丁目334番1地先から 南京終町三丁目394番2地先まで	前 後	4.00 ~ 4.00 4.00 ~ 4.00	9.6 5.4	
44	北部第337号線	南京終町四丁目249番1地先から 南京終町二丁目334番1地先まで	前 後	5.00 ~ 4.00 8.70 ~ 8.30	124.6 124.6	
45	北部第338号線	南京終町四丁目387番1地先から 南京終町四丁目334番8地先まで	前 後	5.30 ~ 3.60 5.60 ~ 3.90	42.2 42.2	
46	北部第349号線	南京終町五丁目223番8地先から 南京終町四丁目224番3地先まで	前 後	4.40 ~ 3.40 6.20 ~ 6.00	19.5 19.5	
47	北部第363号線	高畑町1112番32地先から 鶴福院町1番地先まで	前 後	15.30 ~ 8.00 11.40 ~ 8.00	57.3 57.3	
48	北部第377号線	東寺林町36番地先から 鶴福院町1番地先まで	前 後	8.90 ~ 7.00 6.30 ~ 6.30	52.9 52.9	
49	北部第529号線	佐紀町1197番4地先から 佐紀町1197番1地先まで	前 後	5.80 ~ 2.60 5.70 ~ 4.10	96.6 96.6	
50	北部第535号線	川上町210番地先から 川上町216番地先まで	前 後	5.70 ~ 2.60 4.00 ~ 1.70	55.6 55.6	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
71	中部第831号線	宝来四丁目695番2地先	前	5.00 ~ 2.70	41.4	
		宝来四丁目696番1地先	後	7.00 ~ 3.80	41.4	
72	中部第838号線	宝来四丁目708番2地先	前	4.30 ~ 3.10	30.4	
		宝来四丁目218番地先まで	後	5.10 ~ 3.20	30.4	
73	中部第868号線	青葉台一丁目354番32地先	前	6.70 ~ 5.30	65.7	
		青葉台一丁目650番44地先	後	6.70 ~ 5.30	65.7	
74	中部第1054号線	右京一丁目6番地先	前	8.00 ~ 8.00	145.8	
		右京一丁目7番地先まで	後	8.00 ~ 8.00	145.8	
75	西部第532号線	三松四丁目923番地先	前	2.80 ~ 2.20	52.6	
		二名三丁目965番地先まで	後	3.50 ~ 2.20	52.6	
76	西部第636号線	中町2595番1地先	前	7.60 ~ 3.70	48.2	
		中町2583番1地先まで	後	3.80 ~ 3.70	20.0	
77	西部第637号線	中町2390番1地先	前	11.30 ~ 3.60	118.9	
		中町2462番1地先まで	後	11.30 ~ 9.30	69.1	
78	西部第638号線	中町2521番2地先	前	4.10 ~ 3.40	9.0	
		中町2516番地先まで	後	4.10 ~ 3.40	8.0	
79	西部第686号線	五条畑一丁目1056番114地先	前	8.80 ~ 5.90	37.6	
		五条畑一丁目5168番1地先まで	後	8.80 ~ 6.50	37.6	
80	西部第705号線	石木町193番地先	前	3.70 ~ 1.80	103.1	
		石木町350番地先まで	後	4.40 ~ 1.80	103.1	

整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
61	中部第663号線	大宮町四丁目310番3地先	前	6.60 ~ 6.50	5.5	
		大宮町四丁目314番1地先まで	後	6.60 ~ 6.50	6.8	
62	中部第675号線	三条川西町439番1地先	前	11.60 ~ 9.50	106.9	
		三条川西町439番1地先まで	後	12.50 ~ 9.50	106.9	
63	中部第695号線	西大寺国原町二丁目368番23地先	前	6.00 ~ 1.70	125.8	
		宝来町65番14地先まで	後	6.00 ~ 2.10	90.8	
64	中部第735号線	菅原町506番3地先	前	7.00 ~ 6.00	128.0	
		菅原町500番1地先まで	後	13.00 ~ 6.00	128.0	
65	中部第745号線	菅原町100番3地先	前	4.00 ~ 2.50	20.4	
		菅原町99番1地先まで	後	3.50 ~ 2.50	20.4	
66	中部第751号線	宝来四丁目964番1地先	前	6.00 ~ 2.40	93.5	
		宝来四丁目720番1地先まで	後	6.00 ~ 2.40	93.5	
67	中部第760号線	宝来四丁目766番2地先	前	5.60 ~ 3.60	59.2	
		平松一丁目769番2地先まで	後	5.60 ~ 4.10	59.2	
68	中部第791号線	平松一丁目97番3地先	前	4.00 ~ 4.00	66.2	
		平松三丁目221番1地先まで	後	5.90 ~ 4.00	66.2	
69	中部第830号線	宝来四丁目525番1地先	前	7.70 ~ 4.30	101.3	
		宝来五丁目555番1地先まで	後	7.70 ~ 4.30	101.3	
70	中部第831号線	宝来四丁目691番2地先	前	5.40 ~ 4.30	13.3	
		宝来四丁目235番地先まで	後	6.00 ~ 4.30	13.3	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
81	西部第793号線	三碓六丁目1116番4地先 から 三碓六丁目1117番1地先 まで	前 後	4.80 ~ 4.20 4.40 ~ 4.20	14.8 14.8	
82	西部第794号線	三碓六丁目1069番7地先 から 三碓六丁目1117番1地先 まで	前 後	2.40 ~ 1.70 4.80 ~ 0.90	38.2 38.2	
83	西部第859号線	富雄元町四丁目2382番1 地先から 鳥見町一丁目1番6地先 まで	前 後	3.70 ~ 3.10 5.30 ~ 3.10	45.1 45.1	
84	西部第937号線	三松三丁目666番地先か ら 三松三丁目660番地先ま で	前 後	4.00 ~ 3.90 5.20 ~ 4.60	33.2 33.2	
85	西部第942号線	富雄北一丁目2802番4地 先から 富雄北二丁目2806番1地 先まで	前 後	1.40 ~ 0.80 4.30 ~ 0.80	32.7 32.7	
86	0042 尾山長引線	月ヶ瀬尾山298番地先か ら 月ヶ瀬長引784-2番地先 まで	前 後	8.50 ~ 4.50 8.50 ~ 4.60	107.1 107.1	月ヶ瀬
87	0084 桃香野中央線	月ヶ瀬桃香野4734-2番 地先から 月ヶ瀬桃香野4747-1番 地先まで	前 後	4.80 ~ 3.10 7.70 ~ 3.10	87.0 87.0	月ヶ瀬
88	0088 桃香野横道線	月ヶ瀬桃香野4750番地 先から 月ヶ瀬桃香野4803-1番 地先まで	前 後	6.00 ~ 4.90 6.00 ~ 4.90	81.0 81.0	月ヶ瀬
89	0092 桃香野滝谷線	月ヶ瀬桃香野3340-4番 地先から 月ヶ瀬桃香野3331-1番 地先まで	前 後	8.30 ~ 5.20 7.00 ~ 3.70	66.8 66.8	月ヶ瀬
90	0470 吐山・キノミネ線	都祁吐山町2631番74地 先から 都祁吐山町2629番1地先 まで	前 後	15.60 ~ 8.30 15.60 ~ 8.40	21.1 21.1	都祁

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に
基づき、平成23年 3月29日から次のように道路の供用を開
始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	二名学園前線	百楽園五丁目2818番21地先から 百楽園五丁目2818番7地先まで	6.30 ~ 3.00	33.8	
2	丹生北野山線	北野山町629番1地先から 北野山町609番1地先まで	7.40 ~ 5.80	90.6	
3	東部第9号線	須川町280番地先から 須川町265番3地先まで	6.40 ~ 5.80	75.8	
4	東部第14号線	北村町29番地先から 北村町8番地先まで	2.50 ~ 1.60	22.2	
5	東部第86号線	法用町128番地先から 法用町134番地先まで	5.10 ~ 3.30	45.6	
6	東部第147号線	大慈仙町884番地先から 大慈仙町869番1地先まで	11.50 ~ 6.50	60.9	
7	東部第234号線	水間町1186番1地先から 水間町1198番1地先まで	6.50 ~ 2.80	112.1	
8	東部第275号線	矢田原町1347番地先から 矢田原町1249番地先まで	8.00 ~ 3.20	46.0	
9	東部第292号線	和田町776番3地先から 和田町769番1地先まで	14.00 ~ 10.00	26.9	
10	東部第294号線	和田町96番地先から 和田町1008番地先まで	4.40 ~ 2.10	23.5	
11	東部第297号線	此瀬町634番1地先から 横田町193番1地先まで	6.20 ~ 5.00	163.5	
12	東部第300号線	北椿尾町1783番地先から 北椿尾町1787番地先まで	6.50 ~ 2.10	106.6	
13	東部第300号線	中畑町837番地先から 中畑町966番地先まで	7.00 ~ 2.00	46.9	
14	東部第326号線	中畑町163番地先から 中畑町87番1地先まで	8.50 ~ 6.00	42.0	
15	東部第331号線	米谷町815番地先から 米谷町812番1地先まで	6.60 ~ 4.40	53.0	
16	南部第32号線	恋の窪一丁目270番1地先から 恋の窪一丁目602番1地先まで	6.30 ~ 5.30	81.1	
17	南部第90号線	東九条町1232番1地先から 東九条町1233番4地先まで	4.90 ~ 3.50	39.8	
18	南部第189号線	神殿町502番地先から 神殿町518番2地先まで	4.10 ~ 2.40	101.6	
19	南部第230号線	南永井町218番地先から 南永井町173番1地先まで	3.00 ~ 2.00	63.4	
20	南部第292号線	古市町501番1地先から 古市町550番1地先まで	3.30 ~ 2.40	53.3	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
21	南部第287号線	古市町2232番5地先から	6.10 ~ 3.20	162.1	
		古市町245番1地先まで			
22	南部第332号線	鹿野園町453番3地先から	4.10 ~ 3.20	30.3	
		鹿野園町436番地先まで			
23	南部第352号線	八島町247番地先から	7.30 ~ 4.40	85.6	
		八島町296番1地先まで			
24	南部第380号線	藤原町154番地先から	3.80 ~ 2.50	39.8	
		藤原町157番5地先まで			
25	南部第381号線	藤原町157番5地先から	4.50 ~ 3.90	10.4	
		藤原町153番6地先まで			
26	南部第396号線	横井三丁目204番1地先から	5.40 ~ 3.10	155.7	
		横井三丁目191番3地先まで			
27	南部第444号線	山町122番1地先から	6.90 ~ 5.90	66.6	
		田中町452番地先まで			
28	南部第488号線	窪之庄町60番1地先から	4.90 ~ 2.60	95.5	
		窪之庄町181番1地先まで			
29	南部第488号線	窪之庄町171番1地先から	3.50 ~ 2.70	101.1	
		窪之庄町159番1地先まで			
30	南部第529号線	今市町843番2地先から	6.00 ~ 2.60	110.0	
		池田町413番1地先まで			
31	南部第553号線	池田町276番地先から	3.90 ~ 3.70	37.3	
		池田町413番1地先まで			
32	南部第553号線	池田町408番地先から	4.40 ~ 3.20	48.3	
		池田町282番地先まで			
33	南部第558号線	池田町258番1地先から	4.10 ~ 3.10	105.3	
		池田町259番地先まで			
34	南部第559号線	池田町264番地先から	3.60 ~ 3.10	10.4	
		池田町258番1地先まで			
35	南部第652号線	窪之庄町156番1地先から	6.70 ~ 6.30	31.3	
		窪之庄町158番1地先まで			
36	北部第70号線	奈良阪町2502番3地先から	5.20 ~ 4.00	79.8	
		般若寺町347番1地先まで			
37	北部第72号線	般若寺町324番1地先から	4.70 ~ 2.10	19.8	
		般若寺町346番地先まで			
38	北部第151号線	奈良阪町1218番93地先から	4.50 ~ 4.10	51.4	
		奈良阪町1218番99地先まで			
39	北部第206号線	白毫寺町75番3地先から	4.90 ~ 2.10	130.7	
		白毫寺町93番地先まで			
40	北部第266号線	肘塚町178番16地先から	5.90 ~ 5.20	88.5	
		肘塚町178番22地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
41	北部第284号線	大森町24番5地先から 大森町21番7地先まで	6.00 ~ 5.80	71.4	
42	北部第312号線	肘塚町209番9地先から 肘塚町174番8地先まで	6.30 ~ 6.30	41.8	
43	北部第333号線	南京終町二丁目334番1地先から 南京終町三丁目394番2地先まで	4.00 ~ 4.00	5.4	
44	北部第337号線	南京終町四丁目249番1地先から 南京終町二丁目334番1地先まで	8.70 ~ 8.30	124.6	
45	北部第338号線	南京終町四丁目387番1地先から 南京終町四丁目334番8地先まで	5.60 ~ 3.90	42.2	
46	北部第349号線	南京終町五丁目223番8地先から 南京終町四丁目224番3地先まで	6.20 ~ 6.00	19.5	
47	北部第363号線	高畑町1112番32地先から 鶴福院町1番地先まで	11.40 ~ 8.00	57.3	
48	北部第377号線	東寺林町36番地先から 鶴福院町1番地先まで	6.30 ~ 6.30	52.9	
49	北部第529号線	佐紀町1197番4地先から 佐紀町1197番1地先まで	5.70 ~ 4.10	96.6	
50	北部第535号線	川上町210番地先から 川上町216番地先まで	4.00 ~ 1.70	55.6	
51	中部第21号線	押熊町1566番1地先から 押熊町1552番地先まで	5.00 ~ 4.70	88.3	
52	中部第116号線	敷島町一丁目531番27地先から 敷島町二丁目543番19地先まで	6.00 ~ 6.00	24.5	
53	中部第198号線	佐紀町2417番1地先から 佐紀町2258番5地先まで	4.60 ~ 4.00	61.8	
54	中部第209号線	法華寺町1081番1地先から 法華寺町1082番1地先まで	6.20 ~ 4.80	37.7	
55	中部第219号線	佐紀町2974番3地先から 佐紀町3161番地先まで	4.00 ~ 2.80	65.0	
56	中部第265号線	三条大路一丁目609番5地先から 三条大路一丁目612番2地先まで	6.90 ~ 5.90	68.7	
57	中部第296号線	四条大路四丁目30番1地先から 四条大路五丁目24番3地先から	3.30 ~ 2.70	37.3	
58	中部第371号線	六条二丁目1125番1地先から 六条二丁目1471番地先まで	4.90 ~ 0.80	96.6	
59	中部第419号線	赤膚町1143番丙地先から 赤膚町1143番10地先まで	11.40 ~ 9.80	46.9	
60	中部第662号線	大宮町四丁目338番1地先から 大宮町四丁目303番3地先まで	6.50 ~ 5.00	56.7	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
61	中部第663号線	大宮町四丁目310番3地先から 大宮町四丁目314番1地先まで	6.60 ~ 6.50	6.8	
62	中部第675号線	三條川西町439番1地先から 三條川西町439番1地先まで	12.50 ~ 9.50	106.9	
63	中部第665号線	西大寺国原町二丁目368番23地先から 宝来町65番14地先まで	6.00 ~ 2.10	90.8	
64	中部第735号線	菅原町506番3地先から 菅原町500番1地先まで	13.00 ~ 6.00	128.0	
65	中部第745号線	菅原町100番3地先から 菅原町99番1地先まで	3.50 ~ 2.50	20.4	
66	中部第751号線	宝来四丁目964番1地先から 宝来四丁目720番1地先まで	6.00 ~ 2.40	93.5	
67	中部第760号線	宝来四丁目766番2地先から 平松一丁目769番2地先まで	5.60 ~ 4.10	59.2	
68	中部第791号線	平松一丁目97番3地先から 平松三丁目221番1地先まで	5.90 ~ 4.00	66.2	
69	中部第830号線	宝来四丁目525番1地先から 宝来五丁目555番1地先まで	7.70 ~ 4.30	101.3	
70	中部第831号線	宝来四丁目691番2地先から 宝来四丁目235番地先まで	6.00 ~ 4.30	13.3	
71	中部第831号線	宝来四丁目695番2地先から 宝来四丁目696番1地先まで	7.00 ~ 3.80	41.4	
72	中部第838号線	宝来四丁目708番2地先から 宝来四丁目218番地先まで	5.10 ~ 3.20	30.4	
73	中部第868号線	青葉台一丁目354番32地先から 青葉台一丁目650番44地先まで	6.70 ~ 5.30	65.7	
74	中部第1054号線	右京一丁目6番地先から 右京一丁目7番地先まで	8.00 ~ 8.00	145.8	
75	西部第532号線	三松四丁目923番地先から 二名三丁目965番地先まで	3.50 ~ 2.20	52.6	
76	西部第636号線	中町2595番1地先から 中町2583番1地先まで	3.80 ~ 3.70	20.0	
77	西部第637号線	中町2390番1地先から 中町2462番1地先まで	11.30 ~ 9.30	69.1	
78	西部第638号線	中町2521番2地先から 中町2516番地先まで	4.10 ~ 3.40	8.0	
79	西部第686号線	五条畑一丁目1056番114地先から 五条畑一丁目5168番1地先まで	8.80 ~ 6.50	37.6	
80	西部第705号線	石木町193番地先から 石木町350番地先まで	4.40 ~ 1.80	103.1	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
81	西部第793号線	三碓六丁目1116番4地先から 三碓六丁目1117番1地先まで	4.40 ~ 4.20	14.8	
82	西部第794号線	三碓六丁目1069番7地先から 三碓六丁目1117番1地先まで	4.80 ~ 0.90	38.2	
83	西部第859号線	富雄元町四丁目2382番1地先から 鳥見町一丁目1番6地先まで	5.30 ~ 3.10	45.1	
84	西部第937号線	三松三丁目666番地先から 三松三丁目660番地先まで	5.20 ~ 4.60	33.2	
85	西部第942号線	富雄北一丁目2802番4地先から 富雄北二丁目2806番1地先まで	4.30 ~ 0.80	32.7	
86	0042 尾山長引線	月ヶ瀬尾山298番地先から 月ヶ瀬長引784-2番地先まで	8.50 ~ 4.60	107.1	月ヶ瀬
87	0084 桃香野中央線	月ヶ瀬桃香野4734-2番地先から 月ヶ瀬桃香野4747-1番地先まで	7.70 ~ 3.10	87.0	月ヶ瀬
88	0088 桃香野横道線	月ヶ瀬桃香野4750番地先から 月ヶ瀬桃香野4803-1番地先まで	6.00 ~ 4.90	81.0	月ヶ瀬
89	0092 桃香野滝谷線	月ヶ瀬桃香野3340-4番地先から 月ヶ瀬桃香野3331-1番地先まで	7.00 ~ 3.70	66.8	月ヶ瀬
90	0470 吐山・キノミノ線	都祁吐山町2631番74地先から 都祁吐山町2629番1地先まで	15.60 ~ 8.40	21.1	都祁

(平成23年3月29日揭示済)

奈良市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月29日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	ジャスコ奈良店薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1 1F	平成23年3月1日
新	イオン薬局奈良店	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1 1F	

(平成23年3月29日揭示済)

奈良市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社愛安住奈良営業所	奈良県奈良市東九条町36-1	株式会社愛安住	平成22年7月20日

により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月29日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
都祁訪問看護ステーションひまわりⅢ	奈良県奈良市都祁白石町1240	平成23年2月28日

(平成23年3月29日揭示済)

奈良市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年3月29日

奈良市長 仲川元庸

新	株式会社愛安住奈良営業所	奈良県奈良市西九条町二丁目13-6	株式会社愛安住
---	--------------	-------------------	---------

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成23年 2月28日 平成23年 2月28日
名称	主たる事務所の所在地		
都祁訪問看護ステーション ひまわりⅢ	奈良県奈良市都祁白石町 1240		
医療法人健和会	奈良県天理市中之庄町470		

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
藤井 源裕	奈良県奈良市菅原町70	柔道整復	平成23年 3月23日
すがはら鍼灸整骨院（藤井 源裕）			

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	サンワ商事株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市宝来二丁目846番7、846番9、847番1、847番3及び847番13の各一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.00m

道路の延長	50.24m
指定年月日	平成23年 3月29日
指定番号	第22016号

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年10月29日 奈良市指令都整開 第10A-21号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 3月29日 第1253号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市三松四丁目880番3、881番2、932番2、933番2及び5057番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町一丁目65番地5
株式会社中村屋 代表取締役社長 中村憲司

(平成23年 3月29日揭示済)

奈良市告示第177号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年 3月29日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市宝来二丁目847番7、847番8及び847番1の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	4.10m
廃止年月日	平成23年3月29日
廃止番号	第22015号

(平成23年3月29日揭示済)

奈良市告示第178号

奈良市観光センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市上三条町23番地の4
奈良市観光センター
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上三条町23番地の4
社団法人奈良市観光協会
会長 中村 憲児
- 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 奈良市観光センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - 奈良市観光センターの会議室の使用承認及び使用制限に関すること。
 - 奈良市観光センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - その他市長が定めること。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市告示第179号

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第136号）の一部を次のように改正す

る。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の耐震診断 耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額（86,000円を限度とする。）

第5条第1項第2号中「非木造の特定建築物等の耐震診断」を「特定建築物等の耐震診断（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同項第3号中「20,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市告示第180号

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱（昭和61年奈良市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「**広 報 広 聴 課**」を「**文 書 法 制 課**」に改める。

第4条から第7条までの規定中「広報広聴課長」を「文書法制課長」に改める。

別記様式中「広報広聴課長」を「文書法制課長」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市告示第181号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成8年奈良市告示第284号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長公室広報広聴課」を「総務部文書法制課」に改める。

第6条中「広報広聴課長」を「文書法制課長」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月30日揭示済)

奈良市告示第182号

奈良市産業廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市産業廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示

奈良市産業廃棄物処理指導要綱(平成14年奈良市告示第141号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号、第14条第2項、第15条及び第21条第1項中「第15条の2の5」を「第15条の2の6」に改める。

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

(平成23年 3月30日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

平成21年 4月 1日～平成22年 3月31日閲覧者

奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第164号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にヒブワクチン予防接種を受けた者に係るヒブワクチン予防接種費用負担補助金の支給については、この告示の施行の日以後においても、なお従前の例による。

(平成23年 3月31日揭示済)

奈良市告示第184号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

平成23年 3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

(市民課)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK奈良放送局	平成21年6月個人視聴率調査	平成21年5月12日	恋の窪一丁目 明治～平成14年生まれの人
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	「裁判員制度に関する世論調査」調査実施のための対象者抽出	平成21年5月14日	宝来二丁目 満20歳以上の男女
奈良県総務部知事公室 (株)地域社会研究所	「県民アンケート」調査の対象者抽出	平成21年5月14日	東笹鉾町、水門町、青山六丁目、東紀寺町一丁目、中辻町、南城戸町、桂木町、椿井町、登大路町、西新在家号所町、三条栄町、三条宮前町、大宮町七丁目、大安寺三丁目、四条大路南町、五条二丁目、佐紀町、六条二丁目、七条一丁目、六条西四丁目、三条大路二丁目、四条大路五丁目、敷島町一丁目、菅原町、疋田町二丁目、西大寺栄町、西大寺芝町二丁目、宝来三丁目、あやめ池南三丁目、あやめ池北三丁目、学園大和町六丁目、百楽園一丁目、朝日町一丁目、南登美ヶ丘、西登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、二名三丁目、三松一丁目、富雄元町三丁目、帝塚山五丁目、藤ノ木台三丁目、青垣台二丁目、学園緑ヶ丘一丁目、帝塚山南二丁目、松陽台三丁目、帝塚山中町、右京四丁目、左京一丁目、

			西九条町三丁目、横井一丁目、池田町、矢田原町、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬月瀬、都祁吐山町、針ヶ別所町 満20歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	国民生活に関する世論調査の対象者抽出	平成21年5月26日	大安寺四丁目 満20歳以上の男女
朝日新聞社マーケティングセンター (株)中央調査社	「新聞読者基本調査」のための対象者抽出	平成21年5月26日	西木辻町、六条二丁目 満15歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	環境に関する世論調査の対象者抽出	平成21年5月26日	大安寺六丁目 満20歳以上の男女
(財)笹川スポーツ財団 (株)日本リサーチセンター	「子どもの運動・スポーツ活動に関する全国調査」の対象者抽出	平成21年5月26日	高畑町 4歳～19歳の男女
奈良県知事	「若者の自立意識に関する調査」	平成21年5月28日 29日	油留木町、川久保町、東笹鉾町、雑司町、手貝町、川上町、東之阪町、今在家町、般若寺町、奈良阪町、青山一丁目～八丁目、佐保台二丁目～三丁目、佐保台西町、鶴福院町、福智院町、築地之内町、紀寺町、西紀寺町、高畑町、東紀寺町一丁目、南紀寺町二丁目、南紀寺町五丁目、芝新屋町、中辻町、肘塚町、東木辻町、北京終町、南京終町、京終地方東側町、南風呂町、大森町、西木辻町、杉ヶ町、桂木町、南京終町一丁目～七丁目、東寺林町、橋本町、勝南院町、椿井町、寺町、馬場町、漢国町、大豆山突抜町、花芝町、北小路町、北半田西町、押小路町、高天市町、西笹鉾町、西包永町、奥芝町、船橋町、北市町、法華寺町、法蓮佐保山一丁目、法蓮町、奈保町、油坂町、三条松町、三条栄町、三条川西町、三条町、三条本町、三条宮前町、三条添川町、三条大宮町、大宮町一丁目～六丁目、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、大安寺町、恋の窪一丁目～三丁目、四条大路南町、柏木町、八条一丁目、大安寺西一丁目、大安寺一丁目～七丁目、五条二丁目～三丁目、尼辻南町、佐紀町、五条西一丁目～二丁目、五条町、赤膚町、五条畑一丁目、六条町、六条一丁目～三丁目、六条緑町一丁目、六条緑町三丁目、七条西町一丁目、七条一丁目、西ノ京町、七条東町、二条町一丁目～三丁目、六条西一丁目～三丁目、六条西五丁目～六丁目、二条大路

			南五丁目、三条大路一丁目、三条大路四丁目、四条大路一丁目～三丁目、四条大路五丁目、押熊町、中山町、山陵町、秋篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目～二丁目、敷島町一丁目～二丁目、歌姫町、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺町、菅原町、青野町、若葉台三丁目、疋田町二丁目～四丁目、西大寺東町一丁目、西大寺新町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、西大寺国見町一丁目～二丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺野神町一丁目、西大寺竜王町一丁目、西大寺赤田町一丁目、宝来一丁目～二丁目、宝来四丁目、平松一丁目～五丁目、東九条町、西九条町、杏町、西九条町二丁目、北永井町、南永井町、神殿町、出屋敷町、古市町、鹿野園町、藤原町、横井一丁目、池田町、今市町、田中町、高樋町、日笠町、水間町、神功一丁目～四丁目、神功六丁目、右京二丁目～四丁目、朱雀一丁目、朱雀三丁目～六丁目、左京一丁目～四丁目 満15歳～満34歳までの男女
内閣府大臣官房政府広報室 (社)新情報センター	歩いて暮らせるまちづくりに 関する世論調査	平成21年 6月30日	都祁友田町 満20歳以上の男女
(株)三菱総合研究所 (株)サーベイリサーチセンター	「旅行・観光消費動向調査」 に伴う対象者抽出	平成21年 7月 2日	西大寺国見町二丁目 0歳～上限なし
(財)新聞通信調査会 (社)中央調査社	メディアに関する全国世論調 査	平成21年 7月 8日	杏町 満18歳以上の男女
(株)野村総合研究所 (社)中央調査社	「日常生活に関するアンケート」 (生活者1万人アンケート) 実施のための対象者抽出	平成21年 7月 8日	神殿町 満15歳以上69歳以下の男女
学校法人 早稲田大学 (株)日本リサーチセンター	「日本人の社会的期待と総選 挙に関する世論調査」の対象 者抽出	平成21年 7月10日	三条大路四丁目～五丁目、四条大 路一丁目 20歳以上の男女
奈良県知事 (社)中央調査社	県内の高齢者等の生活、介護 等の実態を幅広く、詳細に把 握するためのアンケート調査	平成21年 7月28日 29日	般若寺町、神殿町、高畑町、佐紀 町、五条一丁目、中山町、恋の窪 三丁目、大宮町二丁目、今市町、 古市町、東城戸町、西木辻町、法 蓮町、東九条町、菅原町、左京二 丁目、朱雀五丁目、右京二丁目、 神功六丁目、月ヶ瀬石打、都祁白 石町 40歳以上の男女

<p>奈良県知事</p>	<p>「女性就業等意識調査」委託業務における調査対象者の抽出</p>	<p>平成21年 8月 7日</p>	<p>押上町、油留木町、南半田東町、北半田東町、川久保町、神殿町、中御門町、東包永町、西包永町、雑司町、手貝町、川上町、東之阪町、北御門町、春日野町、今在家町、水門町、般若寺町、奈良阪町、東笹鉾町、西笹鉾町、青山一丁目～八丁目、佐保台二丁目～三丁目、佐保台西町、北川端町、北袋町、多門町、阪新屋町、奥芝町、西新在家号所町、西新在家町、菖蒲池町、内侍町、船橋町、法華寺町、北市町、法蓮町、奈保町、半田開町、押熊町、中山町、山陵町、秋篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目～二丁目、秋篠新町、敷島町一丁目～二丁目、歌姫町、芝辻町、芝辻町一丁目～三丁目、大宮町二丁目～七丁目、三条町、三条栄町、三条川西町、三条本町、今辻子町、西之阪町、六条西一丁目～六丁目、二条大路南一丁目～三丁目、三条大路二丁目、六条緑町一丁目～三丁目、七条町、七条西町一丁目～二丁目、西ノ京町、七条東町、二条町一丁目～三丁目、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、尼辻町甲、尼辻西町、横領町、佐紀町、五条一丁目～三丁目、五条西一丁目、西大寺東町一丁目、西大寺新町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、西大寺国見町一丁目、西大寺赤田町二丁目、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺野神町二丁目、西大寺竜王町一丁目、菅原町、青野町、若葉台一丁目～四丁目、疋田町、宝来町、宝来三丁目、平松二丁目、疋田町三丁目～五丁目、東九条町、西九条町、柏木町、八条町、八条五丁目、大森町、大安寺町、大安寺一丁目、大安寺西一丁目、恋の窪一丁目～三丁目、肘塚町、東木辻町、瓦堂町、北京終町、小西町、漢国町、大豆山突抜町、坊屋敷町、花芝町、鍋屋町、南紀寺町四丁目～五丁目、中新屋町、芝新屋町、元興寺町、中辻町、東寺林町、南市町、橋本町、光明院町、北室町、東城戸町、角振新町、上三条町、奥子守町、寺町、北向町、本子守町、小川町、北風呂町、</p>
<p>(株)日本出版</p>			

			東向南町、桂木町、東紀寺町一丁目～三丁目、南紀寺町一丁目～三丁目、南魚屋町、杉ヶ町、南京終町一丁目～五丁目、三条松町、南肘塚町、新薬師堂町、毘沙門町、芝突抜町、紀寺町、西紀寺町、高畑町、白毫寺町、鶴福院町、中院町、鵠町、公納堂町、福智院町、十輪院畑町、川之上突抜町、川之上町、築地之内町、納院町、古市町、鹿野園町、藤原町、横井一丁目、北永井町、南永井町、窪之庄町、池田町、山町、今市町、米谷町、北椿尾町、右京二丁目、神功一丁目、朱雀五丁目、邑地町、大柳生町、須川町、下狭川町、月ヶ瀬石打、都祁白石町、針町 20歳以上50歳未満の女性
(株)日本新聞社協会	「メディアの接触と評価に関する調査(メディアについてのおたずね)」実施のための対象者抽出	平成21年 8月19日	平松二丁目 満15歳～69歳の男女
(株)中央調査社			
(株)時事通信社	「住民意識調査」	平成21年 8月19日	南京終町、芝辻二丁目、中山町、今市町 満20歳以上の男女
(株)中央調査社			
国立精神・神経センター精神保健研究所	飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート	平成21年 9月 3日	三条添川町 満15歳～64歳の男女
(株)新情報センター			
内閣府大臣官房政府広報室	体力・スポーツに関する世論調査	平成21年 9月 3日	今市町 満20歳以上の男女
(株)新情報センター			
日本銀行 情報サービス局	「生活意識に関するアンケート」の対象者抽出	平成21年 9月16日	四条大路一丁目～二丁目 満20歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室	「外交に関する世論調査」のための対象者抽出	平成21年 9月29日	四条大路南町 満20歳以上の男女
(株)中央調査社			
NHK放送文化研究所	「職業と社会に関する国際比較調査」の実施のための対象者抽出	平成21年 9月29日	六条西二丁目～三丁目 16歳以上の男女
(株)新情報センター			
NHK放送文化研究所	住宅・土地統計調査	平成21年10月 6日	大安寺六丁目 満20歳以上の男女
(株)中央調査社			
内閣府政策統轄官	「高齢者の日常生活に関する意識調査」の実施のための対象者抽出	平成21年10月 6日	平松四丁目 満60歳以上の男女
(株)中央調査社			
内閣府経済社会総合研究所	消費動向調査試験調査	平成21年10月22日	法蓮町 世帯主
(株)新情報センター			
(学)慶應義塾大学	家族・人口調査の対象者抽出	平成21年10月22日	菅原町 満20歳以上49歳の男女
(株)中央調査社			

外務省大臣官房国内広報課 (株)中央調査社	「日本国民の外交に関する意識調査」	平成21年11月17日	六条西六丁目 満20歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	「基本的法制度に関する意識調査」	平成21年11月20日	尼辻中町 満20歳以上の男女
第一生命経済研究所 (株)中央調査社	「ライフデザイン定点調査」 のための対象者抽出	平成21年11月25日	高畑町 満18歳～69歳の男女
自衛隊奈良地方協力本部	自衛官募集に伴う広報	平成21年 12月1・2・3・ 4・7日	奈良市 全町 昭和63年4月2日～平成元年4月 1日生まれの男女 平成4年4月2日～平成5年4月 1日生まれの男女 平成7年4月2日～平成8年4月 1日生まれの男子
国土交通省土地・水資源局土 地市場課 (株)中央調査社	「不動産の取引価格情報の提 供に関する国民の意識調査」 の実施のための対象者抽出	平成21年12月2日	西大寺国見町一丁目 満20歳以上の男女
国土交通省土地・水資源局土 地市場課 (株)中央調査社	「土地問題に関する国民の意 識調査」の実施のための対象 者抽出	平成21年12月2日	六条二丁目 満20歳以上の男女
内閣府経済社会総合研究所 (株)R J C リサーチ	「家族関係、就労、退職金及 び教育・資産の世代間移転に 関する調査」対象者抽出	平成21年12月14日	六条一丁目 20歳～75歳の男女
日本銀行 情報サービス局 (株)日本リサーチセンター	「生活意識に関するアンケート」 の対象者抽出	平成22年1月17日	芝辻町四丁目、芝新屋町、柴屋町 満20歳以上の男女
奈良大学	奈良市の観光に関する調査研 究の一環として実施する奈良 市民対象の社会調査	平成22年1月21日	東包永町、雑司町、手貝町、川上 町、東之阪町、高畑町、南京終町 一丁目～四丁目、法蓮町、大宮町 二丁目～四丁目、恋の窪一丁目～ 二丁目、六条西三丁目～六丁目、 二条大路南一丁目～五丁目、三条 大路一丁目、山陵町、秋篠町、西 大寺北町四丁目、西大寺芝町一丁 目～二丁目、西大寺野神町一丁目 ～二丁目、西大寺竜王町一丁目、 西大寺赤田町一丁目～二丁目、東 九条町、神殿町、出屋敷町、古市 町
N H K 放送文化研究所 (株)新情報センター	「家族に関する世論調査」の 実施のための対象者抽出	平成22年1月26日	古市町 16歳以上の男女
(株)野村総合研究所 (株)中央調査社	「放送についての意識調査」 のための対象者抽出	平成22年2月19日	押小路町 16歳以上の男女
(株)労働政策研究・研修機構 (株)中央調査社	「平成21年度日本人の就業実 態に関する総合調査」のため の対象者抽出	平成22年1月19日	七条西町一丁目 満20歳以上65歳以下の男女

日本たばこ産業(株) (株)ビデオリサーチ	「全国たばこ喫煙者率調査」	平成22年 2月 2日	青山六丁目、後藤町、北川端町、 西笹鉾町、押熊町、帝塚山二丁目、 西大寺宝ヶ丘 大正 9年 5月 1日～平成 2年 4月 30日生まれの男女
国立教育政策研究所 (株)ビデオリサーチ	「OECD国際成人力調査 (PIAAC) 予備調査」の 対象者抽出	平成22年 2月 4日	今市町 満16歳以上65歳以下の男女
(財)生命保険文化センター (株)ビデオリサーチ	「平成22年度生活保障に関する調査」実施のための対象者抽出	平成22年 2月25日	六条西五丁目 満18歳以上69歳以下の男女
文化庁 (株)ビデオリサーチ	「平成21年度国語に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成22年 2月25日	柏木町 満16歳以上の男女
(財)日本宝くじ協会 (株)ビデオリサーチ	「宝くじに関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成22年 2月25日	五条西一丁目 満18歳以上の男女
(学)立命館大学 (株)サーベイリサーチセンター	「現代社会における統制と連帯に関する調査」実施のための対象者抽出	平成22年 3月 9日	恋の窪 20歳～64歳の男女

平成21年 4月 1日～平成22年 3月31日閲覧者

(西部出張所)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
金融広報中央委員会 会長 小畑 義治 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」	平成21年 4月28日	学園大和町五丁目 20歳以上の男女16名
NHK奈良放送局 局長 秋山 茂樹	「6月全国個人視聴率調査」	平成21年 5月 8日	鳥見町四丁目 明治～平成14年生まれの14人
奈良県総務部知事公室 室長 松谷 幸和 (株)地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	平成21年度「県民アンケート調査」	平成21年 5月15日	あやめ池南三丁目、あやめ池北三丁目、学園大和町六丁目、百楽園一丁目、朝日町一丁目、南登美ヶ丘、西登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、二名三丁目、三松一丁目、富雄元町三丁目、帝塚山五丁目、藤ノ木台三丁目、青垣台二丁目、学園緑ヶ丘一丁目、帝塚山南二丁目、松陽台三丁目、帝塚山中町 満20歳以上の男女を1町あたり15人 合計270人
奈良県くらし創造部 青少年・生涯学習課	「若者の自立意識に関する調査」	平成21年 6月 5日	学園北一丁目～二丁目、学園南一丁目～三丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ池南一丁目～三丁目、あやめ池南五丁目～七丁目、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園朝日町、学園大和町一丁目～六

			<p>丁目、朝日町一丁目～二丁目、中山町西二丁目～四丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、百楽園一丁目～二丁目、百楽園五丁目、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘三丁目～四丁目、中登美ヶ丘六丁目、南登美ヶ丘、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘四丁目～五丁目、北登美ヶ丘一丁目～四丁目、北登美ヶ丘六丁目、東登美ヶ丘二丁目～三丁目、東登美ヶ丘五丁目～六丁目、西登美ヶ丘一丁目～七丁目、富雄元町一丁目、富雄元町三丁目、富雄川西一丁目～二丁目、三松ヶ丘、三松一丁目～三丁目、三碓町、二名一丁目～四丁目、二名平野二丁目、藤ノ木台一丁目～三丁目、富雄泉ヶ丘、菅野台、中町、帝塚山一丁目～四丁目、帝塚山六丁目、丸山一丁目～二丁目、西千代ヶ丘一丁目～三丁目、青垣台三丁目、鳥見町一丁目、鳥見町三丁目～四丁目、大和田町、千代ヶ丘一丁目～三丁目、学園新田町、石木町、帝塚山南二丁目～三丁目、帝塚山南五丁目、帝塚山西一丁目、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘三丁目、学園中二丁目～五丁目、三碓一丁目～二丁目、三碓四丁目～六丁目、帝塚山中町、松陽台一丁目～三丁目、富雄北一丁目～三丁目</p> <p>満15歳から34歳（平成21年4月1日現在）までの男女170名</p>
<p>(株)野村総合研究所 常務執行役員 山田 澤明</p> <p>社団法人 中央調査社 会長 中田 正博</p>	「日常生活に関するアンケート」調査（生活者1万人アンケート）	平成21年7月14日	<p>西登美ヶ丘五丁目</p> <p>満15歳以上69歳以下の男女（昭和14年7月1日から平成6年6月末日生まれ）36名</p>
<p>NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 塩田 幸司</p> <p>(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博</p>	「デジタル放送に関する調査」	平成21年7月28日	<p>丸山二丁目</p> <p>16歳以上の男女12名</p>
<p>奈良県福祉部長寿社会課</p> <p>三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 代表取締役 水野 俊秀</p>	「高齢者の生活・介護等に関する実態調査等」	平成21年7月29日～平成21年8月3日	<p>学園大和町一丁目～五丁目、あやめ池南三丁目～六丁目、中登美ヶ丘一丁目～三丁目、藤ノ木台一丁目～二丁目、鳥見町一丁目～四丁目</p> <p>40歳以上の男女798名</p>
<p>奈良県くらし創造部男女共同参画課</p> <p>(株)日本出版 代表取締役 藤原 壮督</p>	「女性の就業等意識調査」	平成21年8月7日	<p>学園北一丁目、学園南一丁目～三丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ池南一丁目～七丁目、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園朝日町、学園大和町一丁目～六丁目、</p>

			朝日町一丁目～二丁目、中山町西二丁目～四丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、百楽園一丁目～五丁目、中登美ヶ丘一丁目～四丁目、中登美ヶ丘六丁目、南登美ヶ丘、登美ヶ丘一丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘六丁目、北登美ヶ丘四丁目、北登美ヶ丘六丁目、東登美ヶ丘一丁目～二丁目、東登美ヶ丘五丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁目、富雄元町一丁目～二丁目、富雄元町四丁目、富雄川西一丁目～二丁目、三松ヶ丘、二名東町、三松一丁目～三丁目、三碓町、二名二丁目～三丁目、藤ノ木台一丁目～三丁目、富雄泉ヶ丘、菅野台、中町、帝塚山一丁目～五丁目、丸山一丁目～二丁目、青垣合一丁目、鳥見町一丁目～四丁目、大和田町、千代ヶ丘一丁目～三丁目、学園新田町、石木町、帝塚山南一丁目～三丁目、帝塚山南五丁目、学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、学園中三丁目～五丁目、三碓一丁目～三丁目、三碓五丁目、松陽台一丁目～三丁目、富雄北一丁目～三丁目 満20歳以上50歳未満の男女200名
(株)時事通信社 大阪支社 支社長 山田哲郎 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「住民意識調査」	平成21年 8月26日	学園大和町一丁目、学園赤松町 20歳以上の男女（平成元年9月末日まで生まれ）43名
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 齋藤 敦 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「男女共同参画社会に関する世論調査」	平成21年 9月17日	千代ヶ丘二丁目 満20歳以上（平成元年9月末日まで生まれ）の男女15名
NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 塩田 幸司	「11月全国個人視聴率調査」	平成21年 9月18日	鳥見町四丁目 明治～平成14年生まれの14名
NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 塩田 幸司 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「2009年11月全国接触率調査（テレビの見られ方などについての調査）」	平成21年 9月29日	帝塚山四丁目 7歳以上（平成14年12月末日まで生まれ）の男女12名
内閣府政策総括官付参事官 竹井 嗣人 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「食育の現状と意識に関する調査」	平成21年11月17日	登美ヶ丘五丁目 20歳以上の男女27名
学習院大学 学長 福井 憲彦 社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	「平成21年度・政治意識に関する調査」	平成21年12月 3日	学園朝日元町 20歳以上（平成元年12月末日まで生まれ）の男女16名 内訳 20～29歳 4名 30～39歳 4名 40～59歳 5名 60歳～ 3名

内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 齋藤 敦	「社会意識に関する調査」	平成21年12月17日	三松一丁目、三松三丁目～四丁目 満20歳以上（平成元年12月末日ま で生まれ）の男女31名
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			

平成21年4月1日～平成22年3月31日閲覧者

(北部出張所)

閲覧の請求をした国若しくは 地方公共団体の名称又は申出 者の氏名（法人の場合は名称 及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 時事通信社 大阪支社長 山田 哲郎	住民意識調査「くらしと環境 に関する世論調査」	平成21年8月12日	神功一丁目6番地 20歳以上の男女21人
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博			
内閣府政策統括官（共生社会 政策担当）付 参事官（青少 年環境整備担当）高須 一弘	青少年のインターネット利用 環境実態調査	平成21年9月24日	神功四丁目～五丁目 10歳～17歳の男女20人
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第185号

奈良市青山プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市青山三丁目2番地
奈良市青山プール
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
財団法人 奈良市スポーツ振興事業団
理事長 福井 重忠
- 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - 施設及び施設の維持管理に関すること。
 - その他市長の定めること。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第186号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(平成16年奈良市告示第448号)の一部を次のように改正する。

第5条中「1歳」を「おおむね生後3箇月」に改める。

第9条第1項中「奈良市三条本町1番80号」を「奈良市三条本町13番1号」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第187号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成20年奈良市告示第300号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所・教育総合センター内

第6条第2項中「実施日」を「実施」に、「、週5日以上」を「週5日以上」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

第6条第3項第2号及び第3号を次のように改め、同項第4号を削る。

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

附則第1項の見出し及び項番号を削り、附則第2項を削る。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第188号

奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示
奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程(平成14年奈良市告示第139号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部財政課」を「総合政策部行政経営課」に改める。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第189号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定により設置され、市内で運営される民間保育所とする。

別表給食費補助金の項中

(1) 児童1人月額 3歳未満児 171円 3歳以上児 165円 (2) 3歳以上児 1人月額 466円	を	(1) 児童1人月額 80円 (2) 児童1人月額 150円	に改め
---	---	---	-----

る。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第190号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
萩原 実早子	永田眼科	奈良市宝来町北山田1147番地	眼科 (視覚障害)	平成23年3月28日
南部 裕之	永田眼科	奈良市宝来町北山田1147番地	眼科 (視覚障害)	平成23年3月28日

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱(平成14年奈良市告示第379号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「受給している場合は、進学する高等学校等が私立である」を「受給をしていない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、進学支度金は、過去に進学支度金を支給された者には支給しない。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 国公立の高等学校等 30,000円
- (2) 私立の高等学校等 60,000円

附則に次の1項を加える。

(この告示の失効)

5 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。